

さいたま市と松山市との連携協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、イクレイ日本（以下、後見人という。）後見の下、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、脱炭素社会の実現に向けて、甲乙がそれぞれ持つスマートシティ及びエネルギーを中心とした各分野における知見及び地域資源を活用した連携を推進することで、甲乙の安心・安全で快適・便利な環境未来都市の実現及び都市の活力の維持・創造を通じ、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）の達成に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1） スマートシティ及びエネルギーを中心とする各分野における情報の共有及び活用並びに地域連携に関する事項
- （2） 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会（イクレイ）を通じた国内外との地域連携及び情報発信に関する事項
- （3） 安心・安全で快適・便利な環境未来都市の実現及び都市の活力の維持・創造に関する必要な事項
- （4） 環境分野を中心とする SDGs 達成に資する包括的な連携に関する事項

（後見人の役割）

第3条 後見人は、本協定に基づく連携が円滑に進むよう、アドバイスを行うものとし、甲乙が希望する場合は、人的ネットワークを通じた協力を検討するとともに、協議の場等ではコーディネーターの役割を担うものとする。

（連絡調整）

第4条 甲乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲乙から何らかの申し出がないとき

は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

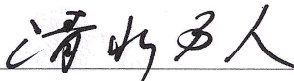

第6条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、後見人含めそれぞれ署名の上、各自1通を所持する。

令和3年1月28日

甲：さいたま市
さいたま市長

乙：松山市
松山市長



さいたま市



松山市

後見人：

一般社団法人 イクレイ日本
理事長

